

全ての会社が、事前にしなければならないことって!!

マイナンバー制度実務対策講座

講 座 内 容

1 知っておかなくてはならないマイナンバー制度の基本知識

- ・共通番号制度の目指すところは何か、そのメリットは？
- ・法人番号とは何か、何に利用するのか
- ・マイナンバー法の全体像～法律は9章、全77条で構成～
- ・経理・総務実務に関わる分野を知る
- ・第三者への不正提供は4年以下の懲役、200万円以下の罰金となる
- ・今後のスケジュールは

2 会社規模の大小を問わずに講じなければならない「安全管理措置」とは

- ・安全管理措置の考え方と検討すべき手順
- ・基本方針の策定の仕方を学ぶ
- ・取扱い規程の策定方法とモデル規程
- ・組織的・人的・物理的・技術的な4つの安全管理措置をどう講じるか
- ・退職等でのマイナンバーの廃棄・削除の具体例
- ・何を、どこまで、どのレベルまで安全管理を行うべきか
- ・給与計算や社会保険手続きを委託する場合の契約と相手先に求める履行義務とは

3 どう変わらのか、社会保険・税金・給与計算実務

- ・実務で対象となる法律を知る
…所得税法、健康保険法、厚生年金保険法…ほかに何があるのか
- ・社員と家族の本人を確認する実務は?
～どうやるの?、必ず行わなければならないの?～
- ・会社が行う届出書・申請書は、何が、どのように、いつから変わらのか
～社会保険資格取得、雇用保険資格取得、給付金請求など～
- ・法定調書はどのように変わらのか
- ・社員の入社・退社時の社会保険事務でどのように活用するのか
- ・労災給付、健保傷病手当金の申請などの場合、どのように活用するのか
- ・源泉徴収票は何か変更があるのか
- ・法人番号に影響を受ける総務・経理事務の変更点を押さえる

4 その他

- ・実務上の懸案事項は何か?
～今後の問題点とマイナンバー利用範囲の見直し・拡大見通しを知る～
- ・行政機関相互の情報連携ネットワークで、想定される会社への指摘事項を押さておく

■ 講 師 ■

特定社会保険労務士 小島 信一

小島経営労務事務所所長 特定社会保険労務士。1968年静岡県静岡市生まれ。大学卒業後、大手酒類・食品会社にて営業を6年間行う。平成8年小嶋経営労務事務所入所。約12年間、社労士業務の修行をし、平成19年開業する。主な著書：「小さな会社の事務がなんでもこなせる本」日本実業出版社、「有限会社経営の手引き」新日本法規出版 いずれも共著。ほか、ビジネス雑誌、執筆多数。

